

平成29年 月 日

出し手農家 各位

福岡県農地中間管理機構
理事長 倉重 博文

福岡県農地中間管理事業規程に基づく農地中間管理権
を取得する際の説明について（通知）

福岡県農地中間管理機構（以下「機構」という。）は、福岡県農地中間管理事業規程4により、農地中間管理権の取得に当たっては、「機構関連事業」が行われることがあることについて、所有者に対し、書面の交付により説明を行うこととなっています。

この「機構関連事業」とは、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業をいい、機構が借り入れている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を行う事業のことをいいます。

本通知は、貴殿から借り受ける農用地等について、将来的に機構関連事業が行われる可能性があることを予め認識していただくためのものです。

実際に機構関連事業が実施される場合は、実施主体（都道府県）等より改めて説明会等が行われることとなっております。貴殿が知らない間に機構関連事業が実施されることはありませんので申し添え致します。

なお、本通知の内容について、ご不明な点などございましたら、下記の問い合わせ先へご連絡願います。

【問い合わせ先】

福岡県農地中間管理機構

担当

TEL 092-716-8355

FAX 092-716-8341